

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《確定拠出年金関係》

平成23年11月30日

確定拠出年金のマッチング拠出に係る政省令の公布および通知の発出について

年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）の制定に伴い、確定拠出年金における従業員拠出（マッチング拠出）の実施に係る政省令の概要案がパブリックコメント手続きにより公開された件につきましては、本年10月17日付の「りそな年金トピックス」にて既にご案内させていただきました（<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/topics/pdf/20111017.pdf>）。

今般、11月28日付で上記パブリックコメントの意見募集結果が公表されるとともに、関連する政省令および通知が公布・発出されましたので、その概要をご案内いたします。

記

＜今般公布・発出された政省令・通知等＞

- ・国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年11月28日政令第358号）
- ・確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成23年11月28日厚生労働省令第142号）
- ・確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（平成23年11月28日内閣府・厚生労働省令第8号）
- ・「確定拠出年金制度について」の一部改正について（平成23年11月28日年発1128第1号）
- ・「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について（平成23年11月28日年発1128第1号）
- ・「確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正について」に関するご意見募集に対して寄せられたご意見について（平成23年11月28日）

※以下で用いる略称の意味は、次の通りです。

- ・「令」：確定拠出年金法施行令
- ・「則」：確定拠出年金法施行規則
- ・「命令」：確定拠出年金運営管理機関に関する命令
- ・「解」：確定拠出年金制度について（法令解釈通知）
- ・「承」：確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について
- ・「パブコメ」：「確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正について」に関するご意見募集に対して寄せられたご意見について

1. 個人別管理資産額の算定方法の変更

個人別管理資産（企業型年金加入者等に支給する給付に充てるべきものとして、企業型年金または個人型年金において積み立てられている資産）の額の算定基礎に、「企業型年金加入者掛金」（＝従業員拠出）が新たに追加されました【令第1条】。

2. 事業主への返還資産額の取扱い

勤続期間3年未満で企業型年金の加入資格を喪失した場合にその者に係る事業主掛金を事業主に返還する取扱いを定める場合、当該事業主に返還する額（返還資産額）は、原則として事業主掛金相当額（個人別管理資産額が事業主掛金相当額より少ないときは当該個人別管理資産額）とされていました。

今般、企業型年金加入者掛金を拠出した者については、返還資産額には企業型年金加入者掛金を含めないこととされました。具体的には、上記の事業主掛金相当額との比較に用いる個人別管理資産額は、事業主掛金を原資とする部分に限定することとされました【令第2条】。また、企業型年金加入者掛金の拠出を実施する場合には、事業主掛金を原資とする部分と企業型年金加入者掛金を原資とする部分との按分方法を企業型年金規約に明記する必要があります【承10】。なお、事業主返還について以下の取扱いは認められません。

- ①企業型年金加入者掛金の拠出があるにも関わらず、加入者であった者への返還額を零とすることは認められない【解第1.3.(5)②、承10】
- ②事業主返還の対象とならない勤続期間3年以上の加入者のみに企業型年金加入者掛金の拠出を認めるような取扱いは、認められない予定【パブコメ5-1】

3. 企業型年金加入者掛金の取扱い

企業型年金規約における企業型年金加入者掛金の要件が、以下の通り定められました。

(1) 導入

- ①企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる旨を、企業型年金規約に定めること【承7の2(1)】
- ②加入者自らの意思により拠出を決定できるものでなければならない【解第1.3.(1)】
- ③拠出を開始する場合の手続きを企業型年金規約に定めること【承7の2(1)】
- ④実施事業所ごとに導入を決定することも可能【パブコメ1-2】

(2) 掛金額の設定

- ①事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の合計が、法令上の拠出限度額を超えてはならないこと【承7の2(2)】
- ②企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えてはならないこと【承7の2(2)】
- ③複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。ただし、加入者が拠出できる最大の範囲で掛金額が設定できるよう努めなければならない【解第1.3.(2)(3)】
- ④給与比例のように掛金額が変動しかねない設定方法は認められない予定【パブコメ2-1】

(3) 納付時期

毎月の企業型年金加入者掛金を、翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付する【承7の2(3)】。

(4) 前納・後納

企業型年金加入者掛金額については、前納および追納ができないものであること【令第6条第3号】。

(5) 掛金額の変更

- ①原則として、年1回に限り変更可能であること【令第6条第4号】

- ②年1回の「年」は、事業年度や暦年など企業型年金規約において実施事業所ごとに設定すること。また、その年の基準となる日を定めること【解第1.3.(4)①、承7の2(5)】
- ③以下の場合は、年1回の変更には該当しない。
- (イ) 事業主掛金の額の引下げにより事業主掛金の額が企業型年金加入者掛金の額を下回る場合において、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないよう変更する場合【令第6条第4号イ】
 - (ロ) 事業主掛金の額の引上げにより事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額が企業型年金の拠出限度額を超える場合において、当該合計額が拠出限度額を超えないよう変更する場合【則第4条の2第1号】
 - (ハ) 企業型年金規約の変更により企業型年金加入者掛金の拠出ができなくなる場合において、当該変更後の規約に定める方法による額に変更する場合【則第4条の2第2号】
 - (ニ) 企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合【則第4条の2第3号】
 - (ホ) 企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合【則第4条の2第4号】
- ④企業型年金加入者掛金の拠出開始時の額の決定は、年1回の変更には該当しない【解第1.3.(4)②】
- ⑤変更回数は実施事業所ごとに管理されるものであり、移動前の実施事業所における変更回数は、移動後の実施事業所における変更回数には含まれない【解第1.3.(4)③】
- ⑥1回の変更においてあらかじめ複数月分の変更指定を行うことは、複数回の変更になるため認められない【解第1.3.(4)④】
- ⑦上記③(イ)～(ニ)の掛金額の変更については、あらかじめ規約で定めれば、加入者から事業主への変更指図は不要。ただし、指図なしに変更した場合は、事業主はその旨を加入者に速やかに報告すること【解第1.3.(4)⑤、承7の2(5)】
- ⑧規約で定めれば、掛金の変更月をあらかじめ定めることが可能。ただし、上記③(イ)～(ニ)に該当する場合および掛金拠出を停止する場合は、随時(毎月)の変更を可能とする予定【承7の2(5)、パブコメ3-2】
- ⑨掛金拠出を一旦停止し、再開時に停止時と異なる金額を設定することは、年1回の変更には該当しないものとするが、加入者掛金拠出の施行後の状況等をみながら考えていく【パブコメ2-5】
- ⑩事業主掛金の額を加入者が選択する規約における当該事業主掛金に係る選択は、年1回の変更には該当しない【パブコメ3-1】

(6) 掛金の源泉控除

企業型年金加入者掛金の納付を給与控除で行う事業主は、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分およびその月分の企業型年金加入者掛金)を企業型年金加入者の給与から控除することができることを企業型年金規約に明記すること【承7の2(6)】。

(7) 不当差別および不当制約

- ①企業型年金加入者掛金額の決定または変更方法が、特定の者について不当に差別的なものでないこと【令第6条第2号】
- ・一定の資格(職種・勤続期間・年齢)によって掛金の決定または変更方法に差を付けることは認められない【解第1.3.(5)①】
- ②企業型年金加入者掛金の額の決定または変更方法が、事業主によって不当に制約されるものでないこと【令第6条第5号】
- ・掛金額の指定がなかった者について特定の額を選択したものとする設定(デフォルト設定)は認められない【解第1.3.(6)①】

- ・掛金額が毎年自動的に増加または減少する規定は認められない【解第 1. 3. (6)②】

4. 資産管理契約の要件の追加

資産管理契約について定める要件の一つとして、信託金、保険料または共済掛金として払込む掛金に「企業型年金加入者掛金」が新たに追加されました【則第 8 条】。

5. 企業型年金加入者等原簿の記載事項の追加

企業型年金加入者等原簿に記載する事項として、「企業型年金加入者掛金の額」ならびに「事業主掛金および企業型年金加入者掛金の総額」の実績が新たに追加されました【則第 15 条】。

6. 事業主から企業型記録関連運営管理機関への掛金額の通知

企業型年金加入者掛金額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主掛金と同様に、当該掛金を資産管理機関に納付する日までにを行うこととされました【則第 17 条】。

7. 企業型記録関連運営管理機関から加入者等への通知事項

企業型記録関連運営管理機関から加入者等への通知事項として、前期日から今期日までに拠出された各月ごとの「企業型年金加入者掛金の額」ならびに「事業主掛金および企業型年金加入者掛金の総額」が新たに追加されました【則第 21 条】。

8. 報告書等の様式の変更

従業員拠出の実施に伴い、以下に掲げる報告書の様式が変更されました。

- ①企業型年金に係る業務報告書【則 様式第 7 号】
 - ②企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書【則 様式第 8 号】
 - ③確定拠出年金企業型年金概要書【承 別紙 1 および別紙 7】
 - ④業務報告書（確定拠出年金運営管理機関業務報告書）【命令 様式第 7 号】
- ※①～③は事業主、④は運営管理機関（金融機関等）に係る報告書

9. その他

上記の事項以外にも、パブリックコメントの意見募集結果において従業員拠出の運営等に関する考え方が示されています。詳細は以下のリンク先（電子政府の総合窓口ホームページ）をご参照ください。

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110252&Mode=2>)

以 上